

令和8年度 高等学校等奨学生募集要項(在学募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類、募集人員、貸与月額

奨学金の種類	募集人員	区分	通学区分	貸与月額
高等学校奨学金	1, 280人程度	国公立	自宅	18,000円
			自宅外	23,000円
		私立	自宅	30,000円
			自宅外	35,000円
高等学校再編整備特別奨学金	10人程度 ※1年生のみ募集	公立	自宅外	23,000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、生計維持者*と同居し通学する場合、「自宅外」とは、生計維持者と別居し寮などから通学する場合である。

※ 生計維持者とは、申請者の父及び母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。
生計維持者となる者の例については、参考資料「生計維持者について」を確認すること。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とする。奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。(第1学年から第3学年に限る。)

(注3) 募集人員を超える申請があった場合は、応募資格や応募基準を満たしていても採用されないことがある。

3 貸与期間

- 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- 奨学生となった後に生計維持者が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募の資格

- 高等学校奨学金
鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校等に在学する者
- 高等学校再編整備特別奨学金
鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、別表の右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から通学することが困難なために進学に伴って保護者と別居することになった1年生

5 奨学金の選考基準

応募の資格を有し、人物及び学力の基準を満たす者について学校長が推薦し、推薦された者の家計を含め、総合的に審査・選考を行う。

(1) 人物

次のア～ウの各号の全てに該当する者

ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者

イ 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者

ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

(2) 学力基準

次のア又はイの基準を満たす者

ア 前学年（高等学校1年生相当学年の者にあつては、中学校3年生相当学年とする。）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.0以上である者。

ただし、3.0未満であっても、勉学意欲があり、かつ高等学校等を卒業できる程度の学力を有する者であると認められる場合、「3.0相当」として、特例として推薦することができる。

イ アには該当しないが、勉学意欲がある者

(3) 家計基準

ア 学力基準アに該当する場合

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が189,400円以下であること。

（貸与額算定基準額の算定方法は **別紙1** を参照）

イ 学力基準イに該当する場合

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が51,300円以下であること。

（貸与額算定基準額の算定方法は **別紙2** を参照）

6 提出書類等

(1) 申請者が在学する高等学校等へ提出するもの
提出期限 各高等学校等が定めた日 厳守

ア **全員が提出するもの**

(ア)	奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：在学募集）（第1号様式）
(イ)	奨学金振込口座届（別紙様式3）
(ウ)	令和8年度高等学校等奨学生在学募集チェックシート
(エ)	生計維持者の令和7年度（令和6年分）所得額課税額証明書（原本）又は世帯全員分の名前が記載された生活保護受給証明書（原本） ※ 所得額課税額証明書は、①～⑦の項目が記載された証明書の発行を依頼すること。 なお、②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査を行う。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等 ※ 生活保護受給証明書は、市町村役場又は福祉事務所が発行するものとする。 ※ 令和8年度予約募集で不採用になった者は、令和7年12月3日付けで育英財団から通知した選考結果通知の写しをもって、生計維持者の所得額課税額証明書に代えることができる。

「所得額課税額証明書」について
「所得額課税額証明書」は、令和7年1月1日時点で居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合がある。
また、上記(エ)に記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認すること。

イ 該当者のみ提出するもの

	該当区分	提出書類
(ア)	児童養護施設等に入所している者 (18歳となる前日まで入所していた者も含む。)	入所等を証明する書類(原本) 【施設長等が記入した別紙様式1又は施設長等が発行する施設等在籍証明書、児童(里親)委託証明書等】
(イ)	里親に養育されている者	
(ウ)	失業中の場合 (希望者のみ) (令和6年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	離職日の確認できる書類 【離職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、解雇通知書等】
(エ)	収入が著しく減少した場合 (希望者のみ) (令和6年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	申請時から向こう1年間の収入見込み額が分かる証明書(原本) 【会社等が記載した別紙様式2又は会社等独自の様式】

(ウ)、(エ)については、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出すること。

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合がある。

(2) 学校が作成するもの

ア	奨学生推薦書(高等学校等奨学生:在学募集)(第2号様式)
イ	奨学金貸与申請者一覧(高等学校等奨学生:在学募集) ※ 在学募集申請システムから印刷
ウ	奨学金申請書等の情報を入力した在学募集申請システム(Excelデータ)

7 推薦の手続

学校長は、申請者から提出された書類を精査の上、応募の資格を有し、人物及び学力のそれぞれの基準を満たす者について、6の(2)で作成した奨学生推薦書及び奨学金貸与申請者一覧を添付して推薦すること。

なお、在学募集申請システム(Excelデータ)については、別途メールで提出すること。

8 学校から財団への提出期限 令和8年5月15日(金)必着

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

10 採用候補者の認定及び通知

選考の結果、募集人員の範囲内で採用候補者を認定し、令和8年7月上旬までに学校長に通知する。

11 採用決定について

採用候補者には、採用候補者の認定通知とあわせて、当財団から学校に「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、採用候補者から、当財団への「誓約書・奨学金借用証書」の提出を確認した後、正式に奨学生として採用決定し、奨学金を交付する。

また、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、**第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の自署及び印鑑登録証明書の提出が必要となる**。提出期限も短いため、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

なお、**決められた期日までに、「誓約書・奨学金借用証書」の提出のない場合や、不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消す。**

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない。（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは**別生計の人**を選任すること。

12 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる**。
 - ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
 - エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
	自宅外	23,000円	828,000円	124回以内	6,700円以上
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	144回以内	7,500円以上
	自宅外	35,000円	1,260,000円	150回以内	8,400円以上

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

13 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229

メールアドレス taiyo-ikuei@kagoshima-ikuei.jp

ホームページ URL <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

別表

再編整備による新設高等学校	出身中学校等
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中及び海星中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校等
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市、霧島市、始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校等
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立德之島高等学校	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校

貸与額算定基準額の算定方法

(高等学校奨学金「学力基準ア」・交通遺児等奨学金の場合)

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 189,400 円以下 (交通遺児等奨学金は 381,500 円以下) であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} \\ (\text{※100 円未満切捨て}) - \text{③「多子控除」} - \text{④「ひとり親控除」} - \text{⑤「通学控除」}$$

※ 市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円とみなします。
ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は0円にならない場合があります。

①「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額(総合分)と課税標準額(分離分)が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

②「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0円として審査します。

③「多子控除」

生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。

申請日時点において、生計維持者が扶養する子どもの数で判断します。

例：生計維持者が申請者と、中学生の弟、小学生の妹の3人を扶養している場合の控除額

(3-2)人×40,000円=40,000円となります。

④「ひとり親控除」

ひとり親世帯に該当する場合に、40,000円控除します。

⑤「通学控除」

全員に対し、22,000円控除します。

貸与額算定基準額の算定方法

(高等学校奨学金「学力基準イ」の場合)

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が 51,300 円以下 であれば、家計基準を満たします。

$$\text{「貸与額算定基準額」} = \text{①「課税標準額」} \times 6\% - \text{②「市町村民税調整控除額」} + \text{③「市町村民税調整額」}$$

(※100 円未満切捨て)

※ 市町村民税所得割が非課税の場合及び生活保護受給世帯は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が 0 円とみなします。
ただし、ふるさと納税等による寄付金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、貸与額算定基準額に影響しません。よって、これらの適用により所得割が非課税となっても、貸与額算定基準額は 0 円にならない場合があります。

① 「課税標準額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

市区町村によって様式が異なり、課税標準額の記載方法が異なる場合があります。

課税標準額（総合分）と課税標準額（分離分）が分かれて記載されている場合は、合計した額となります。

② 「市町村民税調整控除額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

③ 「市町村民税調整額」

生計維持者の所得額課税額証明書で確認します。

記載がない場合は、0 円として審査します。

生計維持者について

生計維持者とは、原則申請者の父母（父母ともにいない場合は、代わって生計を維持している者）です。

《生計維持者となる者の例》

I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居	<u>父母（2名）</u> ※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・申請者自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	<u>父母（2名）</u> ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）	<u>申請者の生活を支援する父又は母（1名）</u>
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している	<u>同居している父又は母（1名）</u> ※申請者と別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。
2	父母が離婚後、再婚（事実婚を含む）している	<u>父又は母と再婚相手（2名）</u>
IV 父母と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	<u>左記に該当しない父又は母（1名）</u>
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	<u>主に支援をしている親族（1名）</u> ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	<u>意思疎通できる父又は母（1名）</u> ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
V 申請者が生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所している（いた）又は里親に養育されている（いた）	<u>申請者（1名）</u> ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、申請者（1名）が生計維持者となります。
2	申請者が結婚しており、申請者が納税手続きにおいて配偶者を扶養している	<u>申請者（1名）</u>

（注1）上記に該当する例がなく、生計維持者の判断ができない場合は、育英財団へお問い合わせください。

（注2）生計維持者は、無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合も関係なく、所得額課税額証明書の提出が必要です。

（注3）事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

参考資料

所得額課税額証明書について

家計基準となる貸与額算定基準額は、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて算定し、審査を行います。所定の項目①～⑦が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例 ※様式は、市町村によって異なります。

令和●年度（令和●年度分） 市民税・県民税 所得額・課税額証明書

※名称が市町村により異なる場合があります。

賦課期日住所
賦課期日氏名

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	②・③ 税額控除額(円)		
給与収入 ●●●●●●●●		雑医療費		損料		同一生計配偶者	区	市民税	県民税
公的年金等収入 ●●●●●●●●		社会保険料		保険料		(内同居) 老人	調整	1,500	1,000
給与(調整控除後) ●●●●●●●●		小規模企業生命保険料		④		扶養	税額調整額	0	0
以下余白		地震保険料				その他	配当控除	0	0
		寄付金				16歳未満	住宅借入金等特別控除	0	0
		本人				(内同居)	寄付金控除	0	0
		配偶者				特別障害者	外国税額控除	0	0
		配偶者特別基礎控除				その他障害者	配当・譲渡税額控除	0	0
		基礎控除				本人	以下余白	0	0
		基礎控除				ひとり親			
		所得控除合計(円)				●●●●●●●●			
	⑦ 総所得金額 ●●●●●●●●	所得控除合計(円)				●●●●●●●●			
	⑥ 合計所得金額	① 課税標準額(円)				500,000			

【注意事項】

「所得額課税額証明書」の名称及び様式は、各市町村によって異なります。所定の項目①～⑦が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村がありますので、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認してください。

- ①課税標準額
「課税総所得金額」など、例とは別の表現で記載されている場合もあります。
- ②市町村民税調整控除額
控除がない場合、記載が省略されている場合があります。記載がない場合は、0円として審査します。
- ③市町村民税調整額
控除がない場合、記載が省略されている場合は、0円として記載がない場合は、0円として審査します。
- ④扶養扶養親族数及び内訳
- ⑤本人該当区分
- ⑥合計所得金額
- ⑦総所得金額